

第4期琴浦町地域福祉計画

第3期琴浦町地域福祉活動計画

「概要版」

出来ることから始めよう！惑星コトウラ福祉のまちづくり

～支え合い、助け合い、つながり合い、

幸せ感じて生きがいづくり～



令和4年4月～令和9年3月

琴 浦 町

琴浦町社会福祉協議会

地域福祉とは何ですか？

「地域福祉」とは、誰もが幸せに暮らし続けられる地域であるために、住民が主体となり、地域の困りごとを解決するために皆で支え合っていくことです。公的制度のサービスを利用するだけでなく、地域のつながりを大切にし、お互いに助け合い・支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

例えば



そこで

琴浦町をより暮らしやすくするためには、今自分が出来ることを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。その「今出来ること」を具体的に示し、住民と行政と一緒に地域福祉を推進していく上で指針となるものが**地域福祉計画**です。

地域福祉計画

基本理念 すべての人が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域共生社会の実現

■ つながり合い、支え合い、生きがいと幸せを感じるまち

基本目標 ■ 互いを尊重し、ともに助け合う住民主体のまち

■ 誰もが安心して暮らせるまち

基本施策	具体的施策
1 地域で支え合う	(1) 支え合いの意識づくり
	(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の仕組みづくり
	(3) 支え合いの仕組みづくり
2 安心して暮らす	(1) 何でも相談できる体制の充実
	(2) 地域福祉サービスの充実
	(3) 災害（緊急）時の連携強化
	(4) 生活（暮らし・仕事）に困り事を抱えている人への支援
	(5) 移動手段の確保・充実
	(6) 自分らしく暮らす「成年後見制度利用促進基本計画」
3 生き生きと暮らす	(1) 居場所・交流の場所づくり
	(2) 社会参加・生きがいづくり
	(3) 健康づくり・介護予防・在宅医療介護サービス

基本施策1

地域で支え合う

安心して暮らし続けられるように、住民一人一人の地域福祉の意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

住民、地域の取組み

- 密集・密接に注意しながら、地域行事・ボランティア活動に参加します。
- 日頃からあいさつや声かけを行うなど、お互いの顔がみえる関係づくりに努めます。

社会福祉協議会の取組み

- ボランティア活動の活性化のため、養成講座を開催し活動を推進します。
- 地域で福祉活動をしている人や団体を積極的に支援します。

町の取組み

- 住民の福祉に対する理解と参加を促進するため、多様な媒体を通じた普及啓発活動を展開します。
- ボランティア活動に関する広報、普及啓発活動の充実など様々な支援を行います。

基本施策2

安心して暮らす

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制・情報提供の充実を行うとともに、サービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、多様な移動手段や健全な生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる仕組みをつくります。

住民、地域の取組み

- 悩みごとは一人で抱えず、家族や友人などに相談したり、相談窓口を積極的に利用します。
- 地域で支え愛マップの作成や、地域の自主防災組織の活動に参加します。

社会福祉協議会の取組み

- 愛の輪協力員の活動を支援し、困りごとの解決に向けたサポートをします。
- 災害ボランティア養成講座や研修を開催し、災害ボランティアの育成を図ります。

町の取組み

- 自主防災組織と連携し、住民の防災意識の普及啓発を行います。



基本施策3

生き生きと暮らす

隣近所や地域住民の協力・連携を強化するため、地域での身近な居場所・交流の場づくりを進めるとともに、地域全体の健康・生きがいづくり活動を推進し、住民一人一人が生涯を通じ心身ともに健康で幸せを感じながら暮らせる仕組みづくりを推進します。

住民、地域の取組み

- 密集・密接に注意し、「ふれあいいきいきサロン」や「まちの保健室」に行きます。
- 居場所づくりに協力します。

社会福祉協議会の取組み

- 高齢者、障がい者などが地域で孤立することなく、地域住民との交流や仲間づくり、社会参加ができる場である「ふれあいいきいきサロン」などの運営を支援します。

町の取組み

- 地域で自主的に行う居場所づくり（健康・交流の場づくり）の活動支援を行います。

自分らしく暮らす「成年後見制度利用促進基本計画」

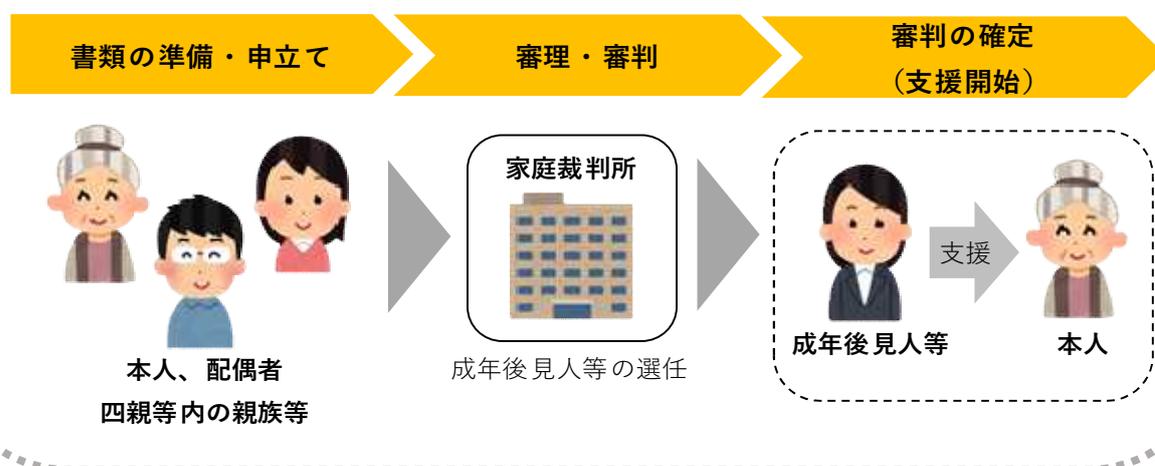
成年後見制度とは、認知症、知的・精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立てにより家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

●法定後見制度の手続きの流れ



※任意後見制度は、判断能力があるうちに後見人や何をしてもらうかをあらかじめ決めておく制度です

住民、地域の取組み

● 判断能力があるうちに、将来判断能力が低下したときのことを考えておきます。

社会福祉協議会の取組み

- 日常生活自立支援事業・法人後見の実施に取り組めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について広報活動を行います。

町の取組み

- 中部地区1市4町の自治体および成年後見ネットワーク倉吉を地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、広報、相談、利用促進、後見人支援について連携して取り組みます。
- 地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターに相談窓口を整備し、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援につなげます。
- 本人による申立て（裁判所への手続き）や、親族がいない等で親族による申し立てが困難な場合、町長申立てを行います。
- 申立て費用や成年後見人等報酬の負担が困難な人へ費用助成を行います。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会が地域で、社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者と相互協力して、地域福祉を推進するために住民の自主的・主体的な活動を具体的に定めた民間の活動・行動計画です。

1 地域で支え合う

- ・集落へ出向き、集落の福祉活動をサポートしていきます。
- ・集落や地域の福祉体験・福祉啓発に職員が出向きサポートします。
- ・ボランティアに関する養成講座の開催、人材育成に取り組みます。

2 安心して暮らす

- ・「支え愛マップ」作成や福祉連絡会の立ち上げを支援し、支え合いの仕組みづくりを支援していきます。
- ・法人後見の実施など町民（利用者）の権利擁護と普及啓発に取り組みます。

3 生き生きと暮らす

- ・行政及び福祉団体等と連携して、多世代が気軽に集える居場所づくりに協力していきます。
- ・いきいきサロンなどに職員が出向き集落の交流や生きがいを支援していきます。



- ★自分ができるところをやってみませんか？
- ★何かの役割を担って生きがいをみつけませんか？
- ★住民同士が助け合う、そんな社会を創っていきませんか？



社会福祉協議会は、地域住民による支え合いをサポートしていきます。

社会福祉協議会とは

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に位置づけられ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体です。

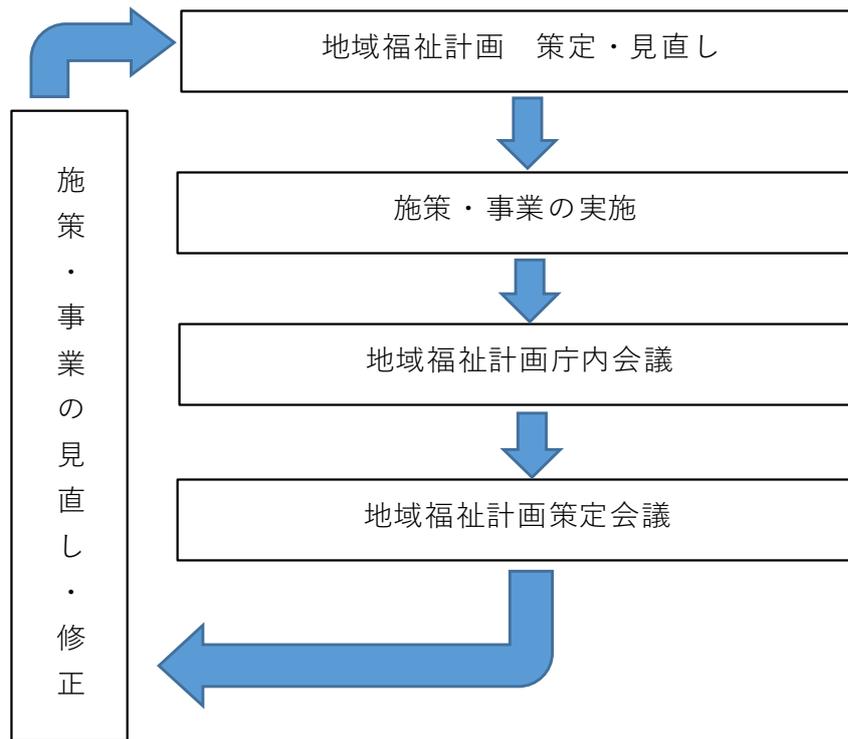
計画の点検、進捗管理

社会情勢や国の方針により、求められる福祉の具体的な施策が変化することがあります。

そのため、施策や事業の効果を点検し計画の進捗管理を行います。定期的にPDCAサイクルを実施・見直ししながら、より良い地域共生社会の実現に向けた施策・事業の実施を進めます。

※PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことにより、計画を継続的に改善していくこと



出来ることから始めよう！ 惑星コトウラ 福祉のまちづくり

町民

- ・日々の暮らしに関心を持ち、自分に出来ることを考えます。
- ・自分に出来ること、楽しみながら参加できることを見つけて、行事や地域の集まりに参加します。

自助

地域（自治会）

- ・地域で暮らす人に関心を持ち、地域で出来ることを考えます。
- ・思いやり・支え合いながら、地域の課題解決に皆で取組めます。

互助・共助

社会福祉協議会

- ・住民の多様な相談に応じます。
- ・町や地域組織と連携して、住民の意見や課題を把握し、地域の課題解決に取り組めます。

互助・共助、公助



琴浦町

- ・利用しやすい相談窓口を設置します。
- ・情報提供をわかりやすく行います。
- ・防災・生活困窮者対策・権利擁護関連事業など、安心して生活できる施策や環境づくりを進めます。

公助

計画を詳しく知りたい方

◇琴浦町地域福祉計画は…

琴浦町ホームページに掲載しています。 <http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

●琴浦町福祉あんしん課

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

電話 0858-52-1715 F A X 0858-52-1524



◇琴浦町地域福祉活動計画は…

琴浦町社会福祉協議会ホームページに掲載しています。 <http://www.kotoura-shakyo.jp>

●琴浦町社会福祉協議会

〒689-2352 鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安123番地1

電話 0858-52-3600 F A X 0858-53-2035



相談窓口（お気軽に相談ください）

相談内容	相談窓口	電話番号
生活や福祉全般に関する事	琴浦町福祉あんしん課	0858-52-1715
	琴浦町社会福祉協議会	0858-52-3600
高齢者福祉に関する事	琴浦町すこやか健康課	0858-52-1716
	琴浦町地域包括支援センター	0858-52-1525
障がい者福祉に関する事	琴浦町福祉あんしん課	0858-52-1706
子育てに関する事	琴浦町子育て応援課	0858-52-1709
各種検診、予防接種、健康相談に関する事	琴浦町すこやか健康課	0858-52-1705
教育相談に関する事	琴浦町教育総務課	0858-52-1160
ボランティアに関する事	琴浦町社会福祉協議会内 (琴浦町ボランティアセンター)	0858-52-3600

琴浦町地域福祉計画

概要版

琴浦町地域福祉活動計画

発行：琴浦町福祉あんしん課（令和4年4月） 電話：0858-52-1715/FAX：0858-52-1524